

別表(第4条関係)

区分	種類
家屋	住宅、集合住宅、別荘
非住宅	事務所、病院、診療所、集会所、公会堂、展示場、卸売市場、マーケット(物品販売業を営む店舗をいう。)、ホテル、旅館、老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホーム、飲食店、料理店、理髪店、銀行、工場、その他市長が必要と認める建築物
外構部	塀、門、車庫、アプローチ、柵、垣根、小屋、物置、ウッドデッキ、その他市長が必要と認める外構部に係る建築物